

事業者排出量削減計画書

（宛先） 京都府知事	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更
	令和5年 10月 26日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
東京都千代田区丸の内1-6-6	日本生命保険相互会社 代表取締役社長 清水 博 電話番号：06-6209-4500

主たる業種	生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）		細分類番号	6	7	1	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	環境保全に向けて全社的に定めた環境憲章及び、設備更新、運用改善等の取組みにより温室効果ガス排出量の削減に努める。						
計画を推進するための体制	本社不動産部を中心として計画的な設備更新やメンテナンス、効率的な運用により温室効果ガスの排出量削減を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,204.3 トン	3,105.5 トン	3,009.4 トン	2,913.4 トン	-6.1	パーセント
	評価の対象となる排出の量	3,446.6 トン	3,105.5 トン	3,009.4 トン	2,913.4 トン	-12.7	パーセント
目標の根拠	方針目標に沿って、設備更新、運用改善等の取組みにより削減が見込まれる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延べ床面積[千㎡])	37.93	36.76	35.63	34.49	-6.07 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	方針目標に沿って設備更新、運用改善等の取組みにより削減が見込まれる。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		62 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	各設備の定期的なメンテナンス、不要照明の消灯、空調設定温度の適正化、入居テナントへの省エネ協力要請等を実施。					
	令和6年度	各設備の定期的なメンテナンス、不要照明の消灯、空調設定温度の適正化、入居テナントへの省エネ協力要請等を実施。					
	令和7年度	各設備の定期的なメンテナンス、不要照明の消灯、空調設定温度の適正化、入居テナントへの省エネ協力要請等を実施。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	原則として自動車等による通勤を認めていない。					
	上記の措置を採用する理由	環境を考慮し原則として公共交通機関利用を図る。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	本社不動産部を中心として計画的な設備更新やメンテナンス、効率的な運用により温室効果ガスの排出量削減を実施する。						
特記事項	(R4年度) 事業所数28、延床面積84.473千㎡						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。